

東京都難病・がん患者就業支援奨励金のご案内

東京都は難病やがん患者の治療と仕事の両立に向け積極的に取り組む企業を支援します！

奨励金の概要

1 採用奨励金

難病やがん患者を、治療と仕事の両立に配慮して、新たに雇入れ、継続就業に必要な支援を行う事業主に奨励金を支給します。

【主な要件】※このほかにも要件があります

- ・都内のハローワークから紹介を受けた難病・がん患者を週所定労働10時間以上の労働者として新たに雇入れること。
- ・雇入れ時に、労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続すること。
- ・雇入れた労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

【支給金額】

- ・週所定労働20時間以上勤務 : 60万円/人
- ・週所定労働10時間から20時間未満勤務 : 40万円/人

2 雇用継続助成金

難病やがんの発症等により休職した労働者を、治療と仕事の両立に配慮して復職させ、継続就業に必要な支援を行う中小企業事業主に助成金を支給します。さらに、復職時に治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入する場合、助成金を加算します。

【主な要件】※このほかにも要件があります

①雇用継続助成金（復職支援）

- ・発症等により1か月以上休職した労働者の復職時に労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続すること。
- ・復職した労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

②雇用継続助成金（制度導入加算）

- ・上記①の復職に併せて、治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入した場合。

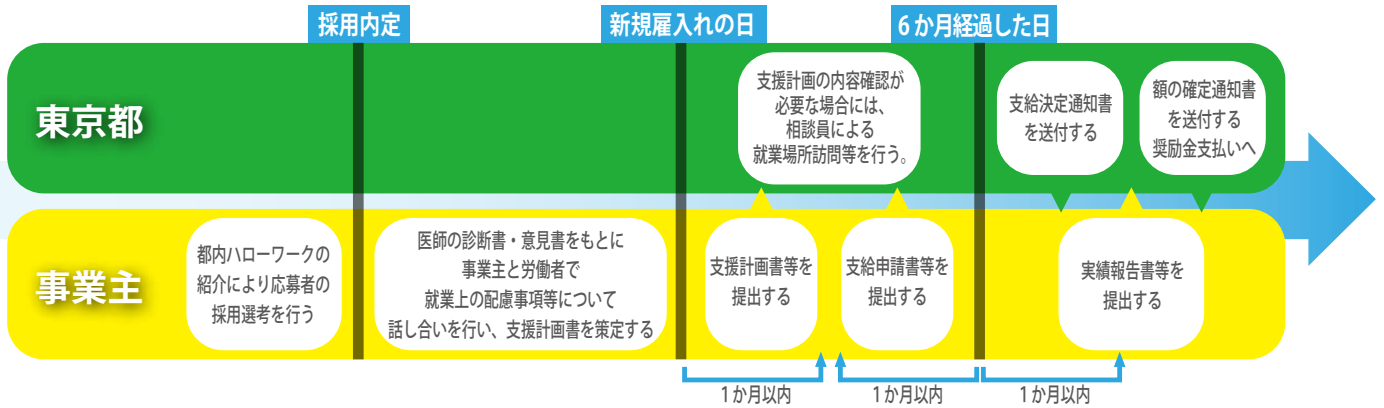
【支給金額】（①+②：最大60万円）

- ①雇用継続助成金（復職支援） : 30万円/人
- ②雇用継続助成金（制度導入加算） : 上記①に加算して、1制度導入で10万円 最大30万円

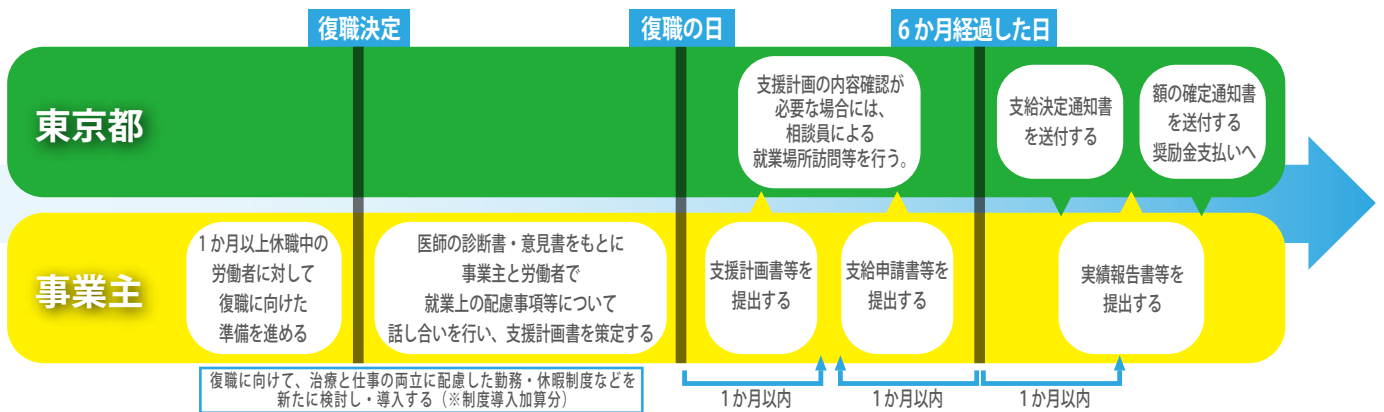


申請の流れ

1. 採用奨励金の場合 (平成29年6月1日以降に都内のハローワークから紹介を受けた応募者の雇入れから奨励金の対象になります。)



2. 雇用継続助成金の場合 (平成29年6月1日以降に復職した労働者から助成金の対象になります。)



申請方法

下記申請受付先まで、郵送または持参にて申請書類をご提出ください。郵送の場合は、記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。

支給対象となる難病・がん疾患、対象事業主・労働者の要件や申請に必要な書類等の詳細や、申請様式等は以下のホームページをご覧ください（申請様式等ダウンロード可）。

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

申請受付・問合せ

平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階北側

tel: 03-5321-1111 (代) 37-771 ~ 776 (内)

